

認証評価結果に対する改善報告書

平成 29 年 7 月 27 日

1. 大学名：松本歯科大学

2. 認証評価実施年度：平成 27 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：3－2 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

○理事会の審議事項については、理事会の議決を経ずに役員給与、就業規則の変更等を行っているため、理事会で審議を行うとともに、理事会の審議事項に関する規則の見直しを図るよう改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 3－2 について

2017 年度役員給与の改定については、2017 年 2 月 9 日の第 180 回理事会において審議の上、議決を行いました。

「学校法人松本歯科大学就業規則」の改廃については、これまで理事会から常務理事会に審議を委任する事項として「学校法人松本歯科大学常務理事会規則」に規定していたところを、理事会において審議することと改めるため、常務理事会規則の改正を 2017 年 3 月 30 日開催の第 181 回理事会において行いました。従いまして今後は、改正後の規則に則り、就業規則の変更は理事会で審議することとなります。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 3－2 の資料

- ・ 第 180 回理事会議事録（抄本）
- ・ 第 181 回理事会議事録（抄本）
- ・ 学校法人松本歯科大学常務理事会規則（2017 年 4 月 1 日施行）改正条文対照表

認証評価結果に対する改善報告書

平成 29 年 7 月 27 日

1. 大学名：松本歯科大学

2. 認証評価実施年度：平成 27 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：3－2 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

○理事長の選任手続きについては、常務理事会において理事長の選任を議決するなど寄附行為の定めと異なる運用をしているため、規則どおりの運用に改めるよう改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 3－2 について

2017 年 5 月 18 日の第 492 回常務理事会において、理事長の選任に関する議案を 2017 年 5 月 30 日の理事会に付議すべきことを確認しました。その後、2017 年 5 月 30 日の第 183 回理事会において、寄附行為の定めのとおり理事長の選任を行いました。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 3－2 の資料

- ・ 第 492 回常務理事会議事録（抄本）
- ・ 第 183 回理事会議事録（抄本）